

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第 3 5 8 会計隊長 村上 浩司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QGR1TD00130		5RMU1A10024 0001					
品名 または 件名							
松山（7）貯水槽清掃消毒作業							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊松山駐屯地			業務隊管理科				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
藤田事務官（3 1 7）			令和7年11月28日（金）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 事務室
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年5月13日（火）10時30分 会計隊入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における等級D等級以上に格付けされており、四国地域の参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再正手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 適用する契約条項等及び示す場所

- (1) 駐屯地標準契約の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項：役務請負契約条項

イ 特約条項：談合の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

- (2) 仕様書及び入札資料等は、下記に示す期間、第358会計隊 契約班窓口において配布する。
令和7年4月15日(火)～ 令和7年5月13日(火)
(土・日曜、祝日を除く0900～1600)

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載してください。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

5 契約書

50万円以上は作成する。契約書記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

6 落札に関する事項

(1) 落札決定

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

(2) 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

7 代金の支払

代金の支払については履行終了後検査合格後、正当な請求書受理後、30日以内に支払う。

8 その他

(1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和7年5月12日（月）16時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（FAX送付可）

(2) 郵便による入札については、令和7年5月12日（月）17時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。

(3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(4) 電報・電話等による入札は認めません。

(5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。

(6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。

(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒791-0245

愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地

第358会計隊 担当：^{タダ}多田

TEL：089-975-0911（内線347）

FAX：089-975-0099（直通）

(9) 仕様に関する問い合わせ先

松山駐屯地業務隊 管理科 ^{フジタ} 藤田（内線317）



本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊

及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示

入札参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 殿

- 1 入札件名：松山（7）貯水槽清掃消毒作業
- 2 入札日時：令和7年5月13日（火）10時30分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号：_____

FAX番号：_____

担当者名等：_____

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵送

松山(7)貯水槽清掃消毒作業

名 称		松山(7)貯水槽清掃消毒作業				1／7
業務隊長	管理科長	宮繕班長	給排水係長	工事企画	管 財	担 当
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科宮繕班						

仕 様 書

調達要求番号	5RMU1A10024	作成部隊	松山駐屯地業務隊
工事件名	松山（７）貯水槽清掃消毒作業	作成年月日	令和７年４月１１日

１ 役務場所：愛媛県松山市南梅本町乙１１５ 陸上自衛隊松山駐屯地内

２ 役務期間：契約日～令和７年１１月２８日

※清掃消毒実施日は９月２９日（月）及び１０月１日（水）の２日とする。

予備日：１０月６日（月）及び１０月８日（水）の２日とする。

３ 役務概要：本役務は駐屯地給水施設の貯水槽の清掃・消毒を実施するものである。

４ 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊松山駐屯地において実施する「松山（７）貯水槽清掃消毒作業」について適用する。

５ 清掃施設

区 分	構造及び規模	数量	備考
貯水槽清掃消毒	鋼製 ５６０ｍ ^３	１式	給水所

６ 一般事項

- （１） 本役務は、図面・本仕様書による他、建築保全業務共通仕様書に基づき実施する。
- （２） 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- （３） 請負者は工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ役務工程表を作成、監督官に提出するものとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- （４） 本仕様書及び図面に記載されてある寸法等については、あくまでも標準寸法であるため、実際の役務に際しては、必ず現地にて採寸を行い実施すること。
- （５） 作業写真
次のものを監督官に提出する。

分類	規 格	部 数	備 考
着工前	サービス版 (カラー)	各１部	
工事中			
完成時			

（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂２版）」を参考に整理する。

- (6) 役務実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官へ報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 役務実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 役務実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 指定の物以外の消耗品等・材料は全て新品とし、J I S規格品等適用品とする。
- (10) 本役務は、検査官の完了検査合格を持って完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (11) その他不明な事項、提出書類等は都度監督官と協議し、指示に従うこと。

7 特記事項

(1) 一般事項

- ア 役務従事者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められた資格者とし、資格の証明書の写しを提出すること。
- イ 作業従事者は、実施前6ヶ月以内の公的機関の健康診断書（検便）を提出するとともに、作業実施時の健康状態に異常の無いもののみ作業に従事すること。
- ウ 作業衣・作業器具は、給水用タンク清掃専用のものとする。また作業に当っては、衛生的に行われるように実施すること。
- エ タンク内の照明・換気等に注意して事故防止に努めること。
- オ 断水は行わないものとし、清掃は半槽毎に行うこと。なお、作業日は一日を開けて前後二日に分けて行うこと。

(2) 清掃作業

- ア タンク内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。
- イ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないようにする。

(3) 消毒

- ア 清掃終了後、塩素剤を用いてタンク内の消毒を2回以上行い、消毒による排水を完全に排除するとともに消毒終了後は貯水槽内に立ち入らないこと。
- イ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒液の噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ウ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- エ 消毒終了後は、タンク内への立入りを禁止する処置を講じるものとする。

(4) 水張り

- ア 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒後少なくとも30分以上経過してから行う。

(5) 作業当日の水質検査

ア タンク内の水張り終了後、次表にあげる項目について、水質検査及び残留塩素測定を行い、監督官の許可を得て送水を開始するものとする。

項 目	基 準	検査又は測定方法
色度 濁度 臭気 味	5 度以下 2 度以下 異常でないこと（消毒によるものを除く） 異常でないこと（消毒によるものを除く）	水質基準に関する省令に定める方法、又はこれと同等以上の精度を有する方法。
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 0. 2 mg/ℓ以上 結合残留塩素の場合は 1. 5 mg/ℓ以上	D P D 法

イ 上表水質検査を作業当日は 2 回以上実施・確認すること。

ウ 採水場所は監督官の指示する場所からの採水とする。

(6) 一般項目検査

ア 清掃終了翌日以降速やかに末端の給水栓 1 箇所（監督官の指示する場所）からの採水とする。

イ 9 項目検査とし、内容は一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（全有機炭素量：T O C の量）・P H 値・味・臭気・色度・濁度とする。

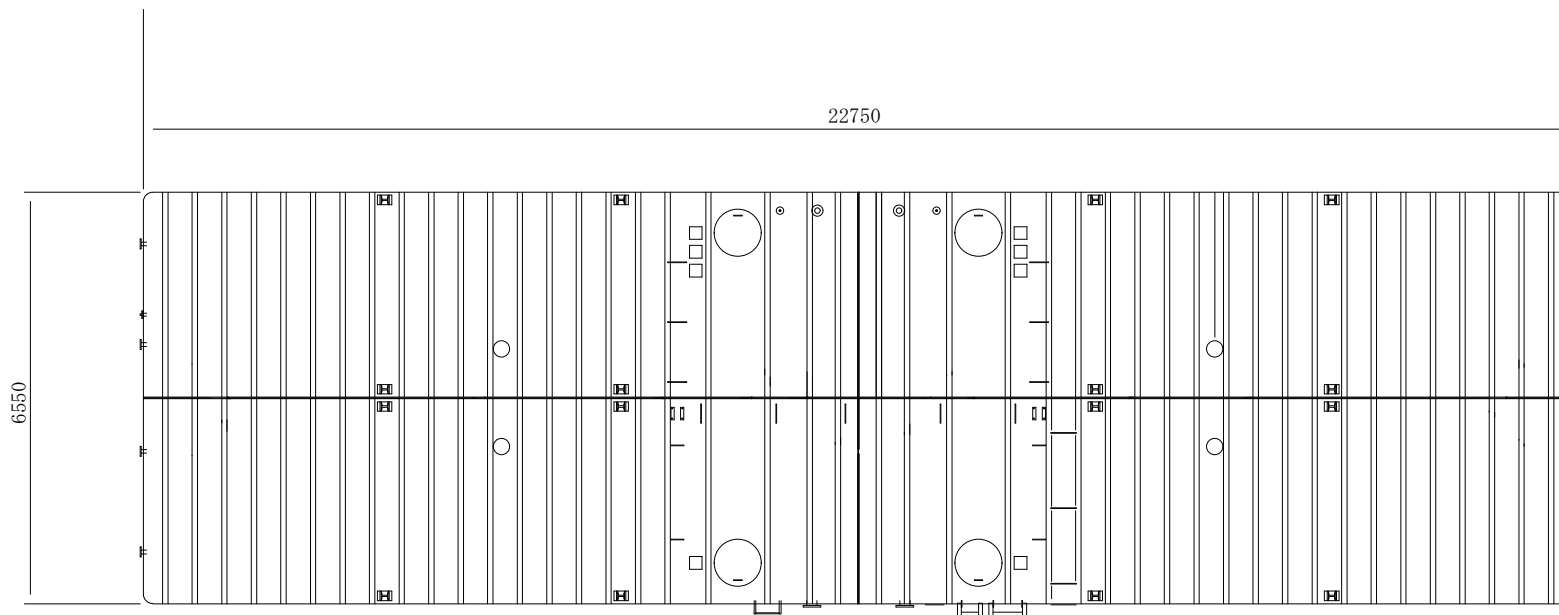
ウ 検査終了後速やかに水質検査結果書を提出する。

(7) 作業日程

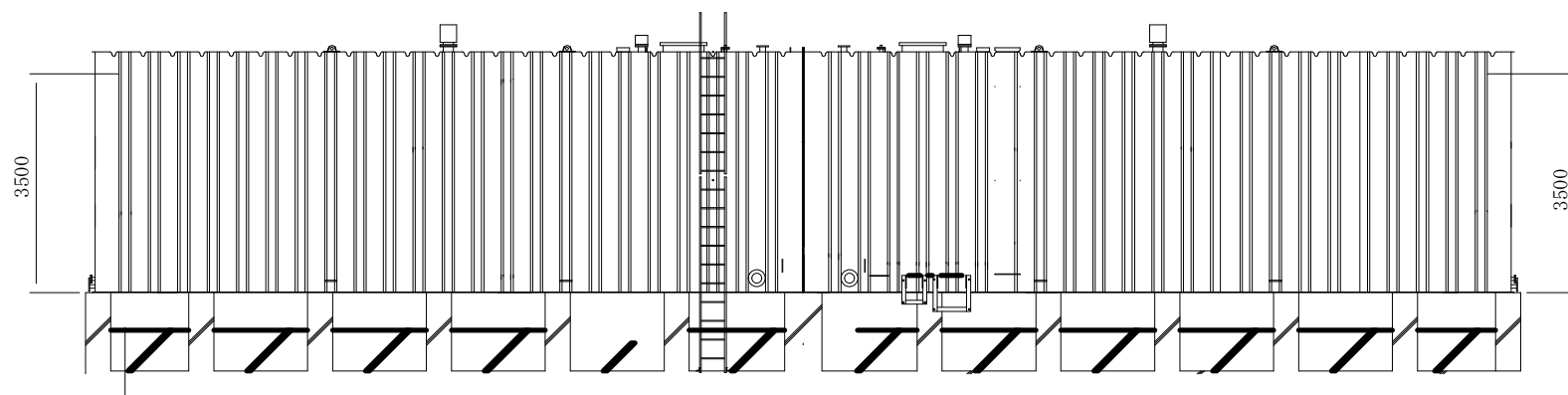
細部日程等については請負業者と部隊側の協議により決定する。

8 提出書類

- (1) 工程表・・・・・・・・・・ 1 部（契約後すみやかに）
- (2) 現場代理人等届・・・・・・・・ 1 部（契約後すみやかに）
- (3) 現場代理人略歴書・・・・・・・・ 1 部（契約後すみやかに）
- (4) 下請負者設定等通知書・・・・ 1 部（契約後すみやかに）
- (5) 作業員健康状態確認表・・・・ 1 部（その都度）
- (6) 契約金額内訳明細書・・・・ 1 部（契約後すみやかに）
- (7) 着手届・・・・・・・・・・ 2 部（着手当日）
- (8) 完了届・・・・・・・・・・ 2 部（完了当日）
- (9) 工事打合せ簿・・・・・・・・ 1 部（その都度）
- (10) 工事日誌・・・・・・・・・・ 1 部（その都度）
- (11) 作業写真・・・・・・・・・・ 1 部（役務完了後すみやかに）
- (12) 健康（検便）診断書等・・・・ 1 部（着手前、6 ヶ月以内のもの）
- (13) 「7（1）ア」の法に定められた資格証明書の写し・・・・ 1 部（着手前）
- (14) 当日分及び一般項目分水質検査結果報告書・・・・・・・・ 1 部（完了後すみやかに）
- (15) 作業報告書・・・・・・・・・・ 1 部（完了後すみやかに）
- (16) その他指示された書類（その都度）

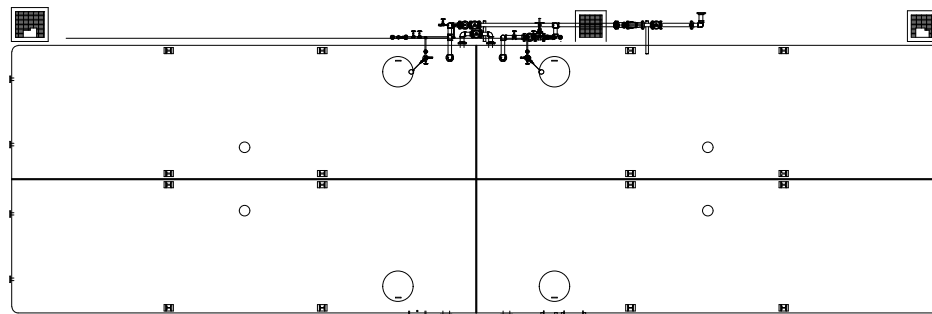


平面図

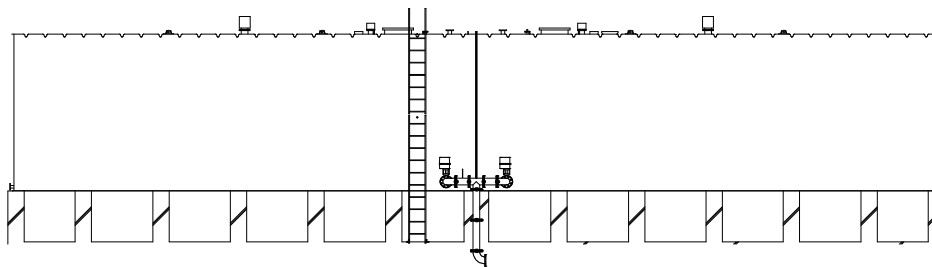


立体図

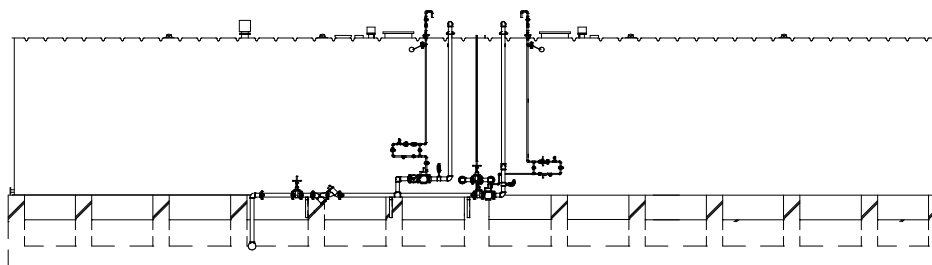
件 名	松山（7）貯水槽清掃消毒作業		
縮 尺	1 / 5 0	図面番号	6 / 7
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班			



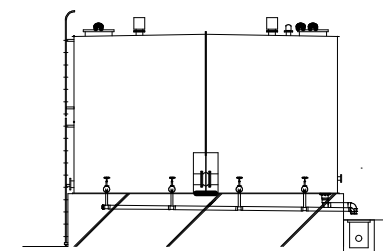
平面図



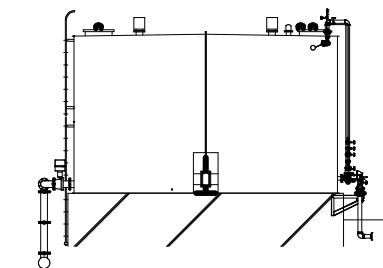
正面図



背面図



ドレン配管図



上水給水・ポンプ送水配管図

件 名	松山（7）貯水槽清掃消毒作業		
縮 尺	1 / 5 0	図面番号	7 / 7
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班			

市場価格調査表

住所、会社名、代表者名

$$\mathbb{Y}$$

印

[illegible]

入 札 書

住所、会社名、代表者名

¥

- 印

上記の条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札します。内訳は下記のとおり。

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。